

改正後

（調査の対象）

第五条 経済センサス活動調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（国及び地方公共団体の事業所以外の事業所で警戒区域等をその区域に含む調査区内にあるもの並びに国及び地方公共団体の事業所を除く。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

- 一 大分類A―農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 二 大分類B―漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 三 大分類N―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二 家事サービス業に限る。）に属する事業所
- 四 大分類R―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九六―外国公務に属する事業所

2 前項に規定する「警戒区域等」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となつた区域をいう。

- 一 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
- 二 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

改正前

（調査の対象）

第五条 経済センサス活動調査は、国及び地方公共団体の事業所以外の法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

- 一 大分類A―農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 二 大分類B―漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 三 大分類N―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二 家事サービス業に限る。）に属する事業所
- 四 大分類R―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九六―外国公務に属する事業所

(統計調査員)

第七条 (略)

2 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区(経済センサス基礎調査規則第十条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。)における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

(調査の方法及び期間)

第十条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所(いずれも指定地域(東日本大震災の影響により経済センサス活動調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。)内にあるものを除く。)	調査員(第七条第四項の規定により調査票の配布を行うこと。)	一の項第一欄に掲げる調査票を配布すること。	調査員又は市町村長(ただし、積雪し、積雪の度が高い地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。)	一の項第一欄に掲げる調査票を取集すること、市町村長にあっては調査票を回収すること。ただし、積雪地域において、市町村長
イ 調査用名簿に記載されていないもの	条第一項及び第十			
ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの	三条第一			

(統計調査員)

第七条 (略)

2 統計調査員は、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の調査実施上の指導を受けて、担当調査区(経済センサス基礎調査規則第十条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。)における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

(調査の方法及び期間)

第十条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所(いずれも指定地域(東日本大震災の影響により経済センサス活動調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。)内にあるものを除く。)	調査員(第七条第四項の規定により調査票の配布を行うこと。)	一の項第一欄に掲げる調査票を配布すること。	調査員又は市町村長(ただし、積雪し、積雪の度が高い地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。)	一の項第一欄に掲げる調査票を取集すること、市町村長にあっては調査票を回収すること。ただし、積雪地域において、市町村長
イ 調査用名簿に記載されていないもの	条第一項及び第十			
ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの	三条第一			

<p>(1) 本所となる調査事業所（のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。）</p> <p>(2) 指定企業（調査用名簿に記載されている調査事業所を有する企業のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1) 本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所でないこと。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>おいては、市町村が同欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。</p>
<p>二、四 (略)</p> <p>五 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所（企業の調査事業所のうちイからハまでに掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所にあつては指定地域内にあるものに限る。）</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>総務大臣及び経済産業大臣</p> <p>五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。</p>
<p>総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1) 本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所でないこと。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>める地域に、おいては、市町村長が同欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。</p>
<p>二、四 (略)</p> <p>五 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>イ 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>ロ 指定企業の調査事業所であること。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>総務大臣及び経済産業大臣</p> <p>五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。</p>

備考 (略)	イ 調査用名簿に記載されて いないもの
	ロ 次に掲げる全ての要件に 該当するもの
	(1) 本所となる調査事業所 のみを有する企業の調査 事業所として調査用名簿 に記載されていること。
	(2) 指定企業の調査事業所 でないこと。
	ハ 次に掲げる全ての要件に 該当するもの
(1) 本所となる調査事業所 であるか又は支所となる 調査事業所であるかの別 が不明であるものとして 調査用名簿に記載されて いること。	
(2) 指定企業の調査事業所 でないこと。	
二 次に掲げる全ての要件に 該当するもの	
(1) 本所となる調査事業所 のみを有する企業の調査 事業所として調査用名簿 に記載されていること。	
(2) 指定企業の調査事業所 であること。	

2 前項の規定により行う経済センサス活動調査は、平成二十四年一月十日から同年三月三十一日までの間において行う。ただし、積雪地域において

備考 (略)	

2 前項の規定により行う経済センサス活動調査は、平成二十四年一月十日から同年三月三十一日までの間において行う。ただし、総務大臣及び経済

は、平成二十三年十二月十日から平成二十四年三月三十一日までの間において行う。

(報告の義務及び方法)

第十二条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主(当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。)が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 第十条第一の項第一の表一の項第一欄に掲げる調査事業所に係る調査事業所	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	一の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に係る調査事項及び一の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に係る調査事項	調査票に記入し、調査員による当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えること又は市町村長に当該調査票を提出すること。ただし、積雪地域においては、調査票に記入し、市町村長に当該調査票を提出すること
二 四 (略)	(略)	(略)	(略)
五 第十条第一の表五の項第一欄に掲げる調査事業所に係る調査事業所	五の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に係る調査事項及び五の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に係る調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること

2 (略)

産業大臣の定める地域においては、平成二十三年十二月十日から平成二十四年三月三十一日までの間において行う。

(報告の義務及び方法)

第十二条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主(当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。)が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 第十条第一の表一の項第一欄に掲げる調査事業所に係る調査事業所	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	一の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に係る調査事項及び一の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に係る調査事項	調査票に記入し、及び調査員による当該調査票の取集に応じ、又は市町村長に当該調査票を提出すること。ただし、総務大臣及び経済産業大臣が定める地域においては、調査票に記入し、市町村長に当該調査票を提出すること
二 四 (略)	(略)	(略)	(略)
五 第十条第一の表五の項第一欄に掲げる調査事業所に係る調査事業所	五の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に於ける調査事項及び五の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に係る調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること

2 (略)